# 受動喫煙防止対策の強化について

~女性と若者の視点から~

公益社団法人 日本看護協会 常任理事 中板育美

## タバコのない社会

- ○喫煙および受動喫煙の健康影響は証明されており、 看護職としては、全国的な禁煙を推奨する
- ○喫煙しない人が煙を吸うような環境があってはならない
- ○家庭、職場、公共の場、いかなる場所であっても、喫煙 しない人が**煙から守られるべき**である

## 医療機関では敷地内禁煙を徹底するべきである

- ◆「看護職のタバコ実態調査」<sup>※1</sup>では、**医療機関**で「敷地内全面 禁煙」を実施しているのは**58.0**%であった
- ◆同調査で全体の95.1%が「敷地内全面禁煙」、「屋内全面禁煙」あるいは「屋内喫煙場所設置」を掲げているが、禁煙対策の遵守状況には17.0%が「あまり守られていない」と回答した
- ◆自助努力のみでは、敷地内禁煙を達成することができない

#### 非喫煙女性の受動喫煙曝露を防止すべきである

◆非喫煙女性は家庭でも職場でもタバコの煙に曝露されている。 受動喫煙起因年間死亡者数は下記3疾患で女性の場合、10434名 にも及ぶ。

疾患名	曝露場所	曝露割合(%)		人口寄与危険 割合(%)		受動喫煙起因年間 死亡者数(人)	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性
肺がん	家庭	6.2	31.1	0.4	6.0	210	1254
	職場	29.4	18.2	0.8	2.9	417	603
虚血性 心疾患	家庭	6.2	31.1	0.5	4.8	206	1522
	職場	29.4	18.2	3.3	4.3	1365	1366
脳卒中	家庭	6.2	31.1	0.8	6.0	425	3548
	職場	29.4	18.2	3.5	3.6	1900	2141
計						4523	10434

## 妊娠期の女性を受動喫煙から守ることが 日本の将来を守ることに繋がる

- ◆女性は**妊娠・出産をする性**であり、受動喫煙の弊害は母体 のみならず、胎児にも及ぶ
- ◆妊婦の受動喫煙によって高まるリスク<sup>※2</sup> 早産、自然流産、子宮内発育不全、周産期・新生児 死亡、低出生体重児の出産発生
- ◆受動喫煙のある妊婦は羊水中の**コチニン濃度が、**喫煙・ 受動喫煙のない妊婦に比して2倍以上であった※3

### 大学では敷地内禁煙を徹底すべきである

- ◆初めてタバコを吸った年齢は**18歳~20歳が最多**で、 6~7割に及ぶ(**大学入学時**年齢に一致)<sup>※1</sup>
- ◆若年でタバコを始めると喫煙中止の成功率が低い※4
- ◆大学も教育機関として環境を整えることが重要
- ◆大学生のアルバイトも増えており、労働環境を改善するために**飲食店などの禁煙化**も進めるべきである

## 受動喫煙防止対策を強化し、 受動喫煙のリスクを周知することで 非喫煙者が煙を吸わずに健康に生活できる社会の実現を!

- ◆健康増進法第25条に基づき、健康局長より「公共の場では 全面禁煙」を基本的な方向性として通達されている※5
- ◆多くの人が受動喫煙を迷惑と感じている: 87.4% (熊本県調べ※6)
- ◆喫煙禁止の違反について、実効性のある制度とするためには 罰則が必要である